資料４

地方公共団体の議員数について

１．地方議会の議員数決定の根拠

都道府県議会及び市区町村議会の議員定数は、地方自治法上、それぞれの地方公共団体が条例で定めることとなっている。

一方、地方自治法は、条例で定める規定と同時に、人口に応じた上限を設定している。したがって、議員定数の大枠は、法律で定めている。

※地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成１１年７月制定）による地方自治法の改正によって、議員定数は、「法定定数制度」から上記の「条例定数制度」に改められるとともに、市区町村議会に関しては、人口区分の大括り化と減数条例の制定状況を勘案した定数（上限数）の縮減が図られている（平成１５年１月１日施行）。

２．地方議会の議員数の状況

	法律による議員定数（上限数）	条例による議員定数	現員
都道府県（15.7.1 現在）	３，１０６（注１）	２，８７４（▲７％）	２，８６８（注２）（▲８％）
市（14.12.31 現在）	２２，７０８	１９，６２７（▲１４％）	１８，９１６（注３）（▲１７％）
特別区（15.5.1 現在）	１，００２	９３３（▲７％）	９３３（▲７％）
町村（15.7.1 現在）	４７，１６２	３８，１４１（▲１９％）	３７，６３６（▲２０％）

（注１）　沖縄県は平成 12 年６月 24 日の選挙における法定定数
（注２）　平成 15 年７月 28 日現在
（注３）　平成 15 年５月１日現在

（出所）全国都道府県議会議長会ホームページ、全国市議会議長会資料、東京都資料、全国町村議会議長会ホームページ

（参考）地方自治法（昭和２２年４月１７日法律第６７号）（抄）

第六章　議会

第一節　組織

第八十九条　普通地方公共団体に議会を置く。

第九十条　都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

２　都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数（都にあつては、特別区の存する区域の人口を百万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数（その数が百三十人を超える場合にあつては、百三十人））を超えない範囲内で定めなければならない。

一　人口七十五万未満の都道府県　四十人

二　人口七十五万以上百万未満の都道府県　人口七十万を超える数が五万を増すごとに一人を四十人に加えた数

三　人口百万以上の都道府県　人口九十三万を超える数が七万を増すごとに一人を四十五人に加えた数（その数が百二十人を超える場合にあつては、百二十人）

３　第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた都道府県においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

４　第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第九十一条　市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

２　市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一　人口二千未満の町村　十二人

二　人口二千以上五千未満の町村　十四人

三　人口五千以上一万未満の町村　十八人

四　人口一万以上二万未満の町村　二十二人

五　人口五万未満の市及び人口二万以上の町村　二十六人

六　人口五万以上十万未満の市　三十人

七　人口十万以上二十万未満の市　三十四人

八　人口二十万以上三十万未満の市　三十八人

九　人口三十万以上五十万未満の市　四十六人

十　人口五十万以上九十万未満の市　五十六人

十一　人口九十万以上の市　人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数（その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人）

３　第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当す

る数をもつて定数とする。

４　第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

５　第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

６　前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

７　第七条第一項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

８　前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

９　前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

１０　第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第九十二条　普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

２　普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法 （昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項 に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

第九十二条の二　普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第九十三条　普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。

２　前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条 及び第二百六十条の定めるところによる。

第九十四条　町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

第九十五条　前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

（参考）市区町村議会議員定数の改正

（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成１１年７月制定）による地方自治法改正（平成１５年１月１日施行））

	現行人口区分	（改正前）法定数	（改正後）上限数	改正後の人口区分
市区	270 万以上	100 人	96 人	250 万以上
	250 万以上 270 万未満	96		
	230 万以上 250 万未満	92	88	210 万以上 250 万未満
	210 万以上 230 万未満	88		
	190 万以上 210 万未満	84	80	170 万以上 210 万未満
	170 万以上 190 万未満	80		
	150 万以上 170 万未満	76	72	130 万以上 170 万未満
	130 万以上 150 万未満	72		
	110 万以上 130 万未満	68	64	90 万以上 130 万未満
	90 万以上 110 万未満	64		
	70 万以上 90 万未満	60	56	50 万以上 90 万未満
	50 万以上 70 万未満	56		
	40 万以上 50 万未満	52	46	30 万以上 50 万未満
	30 万以上 40 万未満	48		
	20 万以上 30 万未満	44	38	20 万以上 30 万未満
	15 万以上 20 万未満	40	34	10 万以上 20 万未満
	5 万以上 15 万未満	36		
			30	5 万以上 10 万未満
	5 万未満	30	26	5 万未満
町村	2 万以上	30	26	2 万以上
	1 万以上 2 万未満	26	22	1 万以上 2 万未満
	5 千以上 1 万未満	22	18	5 千以上 1 万未満
	2 千以上 5 千未満	16	14	2 千以上 5 千未満
	2 千未満	12	12	2 千未満

（参考）上記改正前の地方議会の議員数の状況

（平成 11 年 4 月 1 日時点）

	法律による議員定数	条例による議員定数	差
都道府県	３，０９４	２，９３９	１５５ （？５%）
市	２４，４２３	１９，２１１	５，２１２ （？２１%）
特別区	１，０７８	１，００４	７４ （？７%）
町村	５７，０９４	４１，３８０	１５，７１４ （？２８%）

（出所）平成 12 年 3 月地方自治月報（自治省）